

青森県報

第三千八百三十号

平成二十六年
四月十四日
(月曜日)

目次

告 示

都市計画事業の認可……………(都市計画課) ……一
 建築基準法による指定構造計算適合性判定機関の構造計算
 適合性判定の業務を行う事務所の所在地変更の届出……………(建築住宅課) ……一

公 告

公有財産の売却に係る一般競争入札……………(行政経営
 管理課) ……三
 政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表……………(総務学事課) ……四
 建設業者の許可の取消し……………(西北地域
 県民局) ……四
 右 同……………(同) ……四

教育委員会

登録博物館の登録のまつ消……………(文
 化課財) ……四

労働委員会

青森県労働委員会の庶務に関する規則の一部を改正する規

則……………(事
 務局) ……五
 あっせん員候補者の氏名等……………(同) ……五

告 示

青森県告示第三百十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、八戸都市
 計画公園事業を平成二十六年三月二十七日認可したので、同法第六十二条第一項の規
 定により次のとおり告示する。

平成二十六年四月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 施行者の名称
八戸市

二 都市計画事業の種類
八戸都市計画公園事業（六・五・一号 長根公園）

三 事業施行期間
平成二十六年四月十四日から平成三十二年三月三十一日まで

四 事業地

- 1 収用の部分
青森県八戸市大字売市字興遊下、大字糠塚字下屋敷及び大字稲荷町地内
- 2 使用の部分
なし

青森県告示第三百十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十五の五第二項の規定
 により、次のとおり指定構造計算適合性判定機関から構造計算適合性判定の業務を行
 う事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同条第三項の規定により公示す
 る。

平成二十六年四月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

区分名称	住所	構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地	変更年月日

	変更前
	株式会社 セシエ ビルディング
	東京都新宿区新宿 二丁目一ノ二
十 三〇三市二〇ち目市一六ネ三三 四うの中 九 内北 八 中 七 興一市 六 総目市 五 市 四 〇や中 三 一カ目青 二 階二新 一 宮号高才長号佐の前佐一ル一町媛二ん 八島 三 山一 区岡原島中七中愛第三西神デい丁市埼〇ま町福ンメー葉宮 崎 木町崎室賀三中賀号デ三七県号ビ広丁県 三 比のの県六県一錦県一北川ンま二和県号い一県テ仙の本県 宮 比六県 比八中央県室イ 丁松室ル七ち一島 三 二内岡 松九 丁古八 二横三和三高 一 五山三グ八二台 崎 五三崎 七い丁賀 グツ一市 〇ゆ五市 三 二山 市 市 階名目屋階日丁浜階ビ 砂た 一 市階リ 丁市	新 宿 東 京 都 新 宿 区 新 宿 二 丁 目 一 之 二
	平成二十六年四月

	変更後	
十 三三 四うの中 九 広目北 八 中 興一市 六 総目市 五 市 四 〇や中 三 一カ目青 二 階二新 一 の番愛 ぎ六区広ビ三区岡原島中七中愛第三西神デい丁市埼〇ま町福ンメー葉宮 一町媛二ん 八島ルの内山町根駒の区知八の区奈 イた目浦玉三の一島シイ〇区城 三七県号ビ広丁県二一山県六県一錦県一北川ンま二和県号い一県テ仙の本県 丁松室ル島堀広階九下岡 松九 丁古八 二横三和三高 一 五山三グ八二台 ミ目山 七ち一島 一山 江九 丁古八 二横三和三高 一 五山三グ八二台 ツ一市 〇ゆ五市 成丁市 市階名目屋階日丁浜階ビ 砂た 一 市階リ 丁市	十 九市五室第一児四川〇市 三 字 二の島 原 八ミ川 〇座城沖 比三市鹿八 八波間縄 ル 東児階ネ町 号建三県 三鹿千島 ツ五 室設〇浦 階児石県 クの ビ一添 B島町鹿 スー	

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

九 その他

- 1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- 2 物件の引渡しは、現状有姿により行うので、入札参加者は、必ず入札前に現地の確認をすること。

政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表

平成二十六年一月から同年三月までの間の政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の概要を次のとおり公表する。

平成二十六年四月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

政府調達に係る苦情の申立てはなかった。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十六年四月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 アート建設
- 二 氏名 吉田 大介
- 三 主たる営業所の所在地 つがる市柏玉水坪貝五の七
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二二）第七〇〇四八号
- 五 取消年月日 平成二十六年三月十七日
- 六 取消しに係る建設業の許可
建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十六年三月十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出に

より確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十六年四月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社泰和建設
- 二 代表者の氏名 長利 富士子
- 三 主たる営業所の所在地 五所川原市金木町芦野一八〇の四
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二三）第六三四四号
- 五 取消年月日 平成二十六年三月二十七日
- 六 取消しに係る建設業の許可
管工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十六年三月二十六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

教 育 委 員 会

青森県教育委員会告示第三号

博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第十五条第二項の規定により、みちのく北方漁船博物館の登録博物館としての登録をまつ消する。

平成二十六年四月十四日

青森県教育委員会

労 働 委 員 会

青森県労働委員会の庶務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年四月十四日

青森県労働委員会会長 石田恒久

青森県労働委員会規則第一号

青森県労働委員会の庶務に関する規則の一部を改正する規則

青森県労働委員会の庶務に関する規則（平成十七年五月青森県労働委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「次の各号に」を「次に」に改め、第七号を第八号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 労働委員会審査委員長印

別表中

<p>3 労働委員会調停委員会委員長印</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 青森県労働 委員会調 停委員会 委員長之印 </div> <p>2.4ミリメートル四方</p>	<p>4 労働委員会仲裁委員会委員長印</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 青森県労働 委員会仲 裁委員会 委員長之印 </div> <p>2.4ミリメートル四方</p>
<p>5 労働委員会事務局印</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 青森県労働 委員会 事務局之印 </div> <p>2.4ミリメートル四方</p>	<p>6 労働委員会事務局長印</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 青森県労働 委員会事務 局長之印 </div> <p>2.4ミリメートル四方</p>
<p>7 労働委員会事務局審査調整課長印</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 青森県労働 委員会事務 局審査調整 課長之印 </div>	

を

2.1ミリメートル四方

<p>3 労働委員会審査委員長印</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 青森県労働 委員会審査 委員長之印 </div> <p>2.4ミリメートル四方</p>	<p>4 労働委員会調停委員会委員長印</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 青森県労働 委員会調 停委員会 委員長之印 </div> <p>2.4ミリメートル四方</p>
<p>5 労働委員会仲裁委員会委員長印</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 青森県労働 委員会仲 裁委員会 委員長之印 </div> <p>2.4ミリメートル四方</p>	<p>6 労働委員会事務局印</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 青森県労働 委員会 事務局之印 </div> <p>2.4ミリメートル四方</p>
<p>7 労働委員会事務局長印</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 青森県労働 委員会事務 局長之印 </div> <p>2.4ミリメートル四方</p>	<p>8 労働委員会事務局審査調整課長印</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 青森県労働 委員会事務 局審査調整 課長之印 </div> <p>2.1ミリメートル四方</p>

に

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

あつせん員候補者の氏名簿

労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第四条及び労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条第一項の規定により、あつせん員候補者を次のとおり公表する。

平成二十六年四月十四日

青森県労働委員会会長 石 田 恒 久

氏名	職 業
石田 恒久	青森県労働委員会委員 弁護士
大澤 一實	青森県労働委員会委員 弁護士
赤城 国臣	青森県労働委員会委員 弘前大学名誉教授
今 喜典	青森県労働委員会委員 青森公立大学特任教授
前田 みき	青森県労働委員会委員
山内 裕幸	青森県労働委員会委員 全日通労働組合青森支部執行委員長
鈴木パティ	青森県労働委員会委員 UAゼンセイイオングループ労働組合連合会オールサンデー ユニオン中央執行副委員長
石田 隆志	青森県労働委員会委員 日本労働組合総連合会青森県連合会会長
小野 武司	青森県労働委員会委員 三八五労働組合中央執行委員長
谷川 浩二	青森県労働委員会委員 弘前愛成会病院労働組合執行委員長
北村真夕美	青森県労働委員会委員 株式会社青森経営研究所代表取締役社長
寺下 一之	青森県労働委員会委員 寺下建設株式会社代表取締役社長
藤本 和夫	青森県労働委員会委員 協同組合青森総合卸センター専務理事
斎藤 悦朗	青森県労働委員会委員 弘前航空電子株式会社取締役
小笠原 裕	青森県労働委員会委員 一般社団法人青森県経営者協会専務理事

八島 英彦	青森県労働委員会事務局局長
白坂 和久	青森県労働委員会事務局次長
對馬 甲	青森県労働委員会事務局審査調整課副参事
鈴木 孝志	青森県労働委員会事務局審査調整課副参事

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町一丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭